

(案)

平成 27 年 月 日

各事業場長 殿

各部局長 殿

環境安全本部

複数部局が利用する建物の環境安全管理体制の整備について（依頼）

近年、全学共同利用スペースを利用するなど、1つの建物を複数の部局で利用することが多くなりました。しかしながら、複数部局が利用する建物についての環境安全管理のルールが明確でなく、安全の情報や管理が行き届かない場合が見受けられます。環境安全管理を担当する部署または担当者が不明確な場合もあります。

ついては、これらの建物についての環境安全管理体制を整えるため、下記のとおり「複数部局が入居する建物の環境安全管理体制に関するガイドライン」を制定しましたのでお知らせします。貴事業場及び貴部局におかれては、複数部局が利用する関係する建物について、入居者及び入居部局等関係者間で調整いただき、ガイドラインに示した安全管理体制を整えていただくようお願いいたします。

すでに複数部局が利用している建物、または今後新たに複数部局が利用する建物について本ガイドラインに沿って体制を整えていただき、結果を別紙チェックシートに記入頂き、建物環境安全管理委員会または建物管理部局から環境安全本部へご回答いただくようお願いいたします。

記

複数部局が入居する建物の環境安全管理体制に関するガイドライン

1. 環境安全管理を行う者

東京大学において複数部局が入居する建物に関する環境安全管理については、「人の管理は所属組織」、「物、行動の管理は現場組織（建物安全管理委員会）」が行うことを原則とする。

2. 建物安全管理委員会の設置

複数部局が入居する建物には、原則として各部局の入居者代表者で構成される建物安全管理委員会を設置する。

3. 建物安全管理委員会の業務

建物安全管理委員会は、別紙「環境安全管理チェックリスト」に従い、建物内の管理体制を整備し運用する。

4. 建物安全管理委員会の実務担当部門の設置

建物安全管理委員会は、環境安全管理業務の実務を担当する部門及び職員を配置する。

以上

本件担当 本部環境安全課 林、福井

内線 21051

Mail : kankyoanzenkikaku@ml.adm.u-tokyo.ac.jp